

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社
理 事 長 長 島 和 広 殿

所 在 地
商 号 また は 名 称
代 表 者
メー ル ア ド レ ス

当社は、貴殿発注の契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

※標記申立書については、注意事項をご確認のうえ、開札日前日までに下記メールアドレスへ送付してください。標記申立書を提出されないと当該入札には参加できませんので、必ず提出してください。

- (注) 1. 工事(業務)場所がA市内にあり、入札日においてA市から指名停止を受けている場合は(鹿児島県から指名停止を受けていなくても)入札に参加できません。
2. 工事(業務)場所の市町村だけではなく、その近隣の市町村(同一振興局管内又は同一支庁管内)で指名停止になっている場合も原則入札に参加できません。
※地域要件、指名範囲等により、入札に参加できる場合もあります。
3. 上記1又は2に該当する場合は、畜産事業部 管理課へご連絡ください。
4. 契約締結時までに指名停止となった場合は、契約できません。

不明な点等ございましたら、お手数ですが下記連絡先へお問合せください。

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 畜産事業部 管理課 TEL:099-223-0225 FAX:099-223-0255 メールアドレス:c.kanri@kagoshima-kousya.jp

建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により令和7年12月12日以降に指名通知を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に提出する「工事費内訳書」（入札金額の内訳書）に材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。公社発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出してください。

- 1 「工事費内訳書」の見積金額は、入札額を記載してください。
※適正な労務費の確保を目的として、直接工事費が一定水準以上か確認（「労務費ダンピング調査という。）を行うため、見積金額と入札額は、同じ金額を記載してください。
- 2 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して提出してください。
郵便入札の場合は、入札書を郵送する際の外封筒に入れ、開札日前日までに必着で郵送してください。
- 3 「工事費内訳書」は、できるだけ公社が示した様式を使用し、別添の記載例を参考に、閲覧設計書に基づき積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。
なお、別添の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。
※システム改修のため、当面の間、閲覧設計書に添付されている工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費（以下、「材料費等」という。）の項目は記載されません。提出する工事費内訳書は、別添記載例のとおり、材料費等を記載してください。
- 4 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
 - (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
 - (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類（公文書扱い）として保管します。
 - (3) 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
 - (4) 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。
- 5 以下に該当する入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

(1) 未提出の場合	「工事費内訳書」が提出されていない場合	
(2) 未提出であると認められる場合	ア	「工事費内訳書」の一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む）
	イ	「工事費内訳書」と無関係な書類である場合
	ウ	他の工事の「工事費内訳書」である場合
	エ	「工事費内訳書」に押印が欠けている場合（電子入札により提出する場合を除く。）

※ 項目（日付、契約担当者、住所、氏名（商号）、工事名、工事場所等）の誤字、脱字、記載漏れ（工種等の一部記載漏れを含む。）も、無効となる場合がありますのでご注意ください。

※ 当面の間、材料費等の金額の記載がなくても、「未提出であると認められる場合」には、あたらないものとします。

※ 提出された工事費内訳書は、開札後に対象者のものを確認します。

6 電子入札システムで提出する場合の留意事項

- (1) 「工事費内訳書」はPDFファイルとすること。

なお、ファイルの圧縮は、できる限りしないようにすること。

- (2) 「工事費内訳書」のファイル名は、(会社名)＋(工事名)とすること。

例)(株)〇〇建設△△地区□－□.pdf

工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば、簡略化してもよい。

「工事費内訳書」記載例(土木工事用)

〇〇年〇月〇日

公益財団法人鹿児島県地域振興公社
理 事 長 殿

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇号
株式会社〇〇建設

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

紙による代理人入札のみ → 代 理 人 〇〇 〇〇 印
紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。

工 事 名	〇〇〇〇〇〇事業 〇〇〇地区〇〇－〇
工 事 場 所	〇〇〇市〇〇〇町地内

工 事 費 内 訳 書

工種等	見積金額(円)										割合 (%)
道路改良			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	100
土工			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
法面工			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
擁壁工			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
雑工			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
直接工事費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	100
うち材料費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち労務費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共通仮設費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
純工事費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
現場管理費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち法定福利費の事業主負担額			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち建退共制度の掛金			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
工事原価			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
一般管理費計			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
工事価格			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち安全衛生経費			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

株式会社〇〇建設

※建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」
※建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」
※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

※日付は応札日を記載する。

※住所欄は入札参加者の所在地、
氏名欄は商号又は名称、代表者名を
記載する。

※代理による入札の場合は、代理人
氏名も記載する。
(電子入札の場合は代表者名)

※紙入札の場合は必ず押印のこと。
(印:代表者印又は代理人印)

※電子入札の場合押印不要

※工事名、工事場所は入札参加指名
通知書又は公告文に基づき記載する。

※工事の工種ごとに見積金額を記載する。

※積算体系のレベル2「工種」まで
記載する。

※直接工事費については各工種一式
にて計上し記載する。

※「割合」欄には直接工事費に対する
工事ごとの割合(%)を記載する。

※「工事価格」は入札額と一致させること。

※紙入札の場合、記載事項を加除訂正
した際は、該当箇所には訂正印を押印する。

指名競争入札参加者の皆様へ

配置予定の専任の監理技術者又は専任の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的(3ヶ月以上の)雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出していただきます。その明示がなされない場合は、契約締結できないことがあります。

《提出書類等》(※落札後、契約締結時に必要な書類となります。)

監理技術者： 監理技術者資格者証の写し

但し、3ヶ月以上の雇用関係が確認できない場合は、
健康保険被保険者証の写し等

主任技術者： 健康保険被保険者証の写し等

※3ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの

【工事】

(別紙)

入札参加者の皆様へ

建設工事の最低制限価格については、下記のとおり算定し、端数処理することとしたのでお知らせします。

記

I 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、以下の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額）の千円未満を切り上げた額とすること。

※ $K = A + B + C + D$

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(K, A, B, C, Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

参考例①（工事）

直接工事費	17,137,166 円	⇒ *9.7/10 = (A)	16,623,051 円
共通仮設費	1,627,000 円	⇒ *9.0/10 = (B)	1,464,300 円
現場管理費	6,153,000 円	⇒ *9.0/10 = (C)	5,537,700 円
一般管理費	4,730,834 円	⇒ *7.5/10 = (D)	3,548,125 円
	29,648,000 円	Σ (A~D) = (K)	<u>27,173,176 円</u>
工事価格	29,648,000 円		
消費税相当額	2,964,800 円		
設計額＝予定価格	32,612,800 円		

K	設計書からの計算値		27,173,176
⑤	最低制限価格基礎額 算出結果	K*1.10 (端数丸め対象額) (少数以下切り捨て)	29,890,493
⑥	最低制限価格	(⑤を千円未満切上げ)	29,891,000
⑦	最低制限価格の100/110	⑥*100/110 (少数以下切上げ)	27,173,637

※⑦は、⑥により端数処理した後の額に110分の100を乗じて得た額（少数以下切上げ）であることに留意すること。